

令和 4 年 10 月 21 日
観光庁参事官（旅行振興）

旅行業者に対する行政処分を行いました

旅行業者に対し、旅行業法第 19 条第 1 項の規定に基づく行政処分を令和 4 年 10 月 20 日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和 4 年 10 月 6 日に実施した旅行業法第 65 条第 1 項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、10 月 20 日付けで別添に記載した旅行業者に対して、同法第 19 条第 1 項の規定に基づく業務停止を命じました。

（詳細は別添をご覧ください。）

- ※ 1 : 業務停止については、令和 4 年 10 月 19 日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。
- ※ 2 : 別添の一覧表につきましては、行政処分を実施した 5 年後に、観光庁のウェブサイト上からは削除いたします。

【お問い合わせ先】

観光庁参事官（旅行振興）付 北川、貴田
代表 : 03-5253-8111（内線 27328）
直通 : 03-5253-8329
FAX : 03-5253-1585